

安来市経済活性化事業支援プログラム
～やすぎ夢追人支援事業～
運 用

産業サポートネットやすぎ
平成19年4月23日
(平成29年4月1日改正)

この運用は、産業サポートネットやすぎ（以下「SSY」という。）が実施する安来市経済活性化事業支援プログラム～やすぎ夢追人支援事業～（以下「プログラム」という。）について、要綱に規定するもののほか、必要な事項を定める。

（第3条関係）

第1条 プログラムの実施期間については、以下のとおりとする。

- （1）対象となる事業は、当該年の4月1日から翌年の2月末日の間に実施される事業とする。ただし、特に有効と認められる事業については、この限りではない。
- （2）申請期間は下記のとおりとする。
当該年の4月1日から同年10月31日まで

附 則

この運用は、平成19年4月23日から施行する。

この運用は、平成20年4月1日から施行する。

この運用は、平成23年4月1日から施行する。

この運用は、平成29年4月1日から施行する。